

## 鴨川市地域公共交通総合計画策定調査業務仕様書（案）

## 1 適用範囲

本仕様書は、鴨川市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が実施する「鴨川市地域公共交通総合計画策定調査業務」に適用するものとする。

## 2 業務の目的

鴨川市の公共交通を概観すると、民間の運営によるものとしては JR 外房線・内房線、高速バス、急行バス、路線バス、タクシーが運行しており、これに加えて、市行政においては、コミュニティバス、市内小中学校・こども園のスクールバス、福祉センター利用者向けの送迎バス、障がい者向け福祉タクシー券の配布等のサービスを提供している。

一方、地域におけるこうした公共交通の重要性については、今後、更なる高齢化の進展等により、これまで以上に高まっていくことが見込まれている。

本業務は、以上のような状況を踏まえ、協議会が、地域にとって適切な公共交通体系に関する総合的な検討を行うに当たり、公共交通分野における本市の実状と市民のニーズに関する基礎調査を実施し、基礎資料として調製するとともに、鴨川市の地域公共交通に関する総合的な計画としての、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づく地域公共交通網形成計画のとりまとめに係る支援を行うことを目的とする。

## 3 業務の委託期間

契約の日から平成 27 年 3 月 25 日までとする。

## 4 業務内容

### （1）公共交通に関する現況調査

#### ①地域特性の整理

潜在需要となる人口動向（地区別人口、将来人口の見通し）、人口流動（国勢調査での通勤・通学流動）、主要施設の配置状況などを整理する。

#### ②既存公共交通の現状把握

既存の鉄道、高速・急行・路線バス、コミュニティバス、スクールバス等の運行ルート、運行本数、運賃、利用状況、さらにはタクシー事業者の事業所の所在地、車両数などを整理する。コミュニティバスについては、運行収支等も整理し、市の負担額を把握する。

#### ③上位・関連計画における公共交通の位置付けの整理

「鴨川市第 1 次基本構想」・「鴨川市第 2 次 5 か年計画」などの上位・関連計画を踏まえた上で、将来的な地域公共交通の役割や位置づけを整理する。

### （2）意向把握アンケート調査の実施

#### ①公共交通に関する市民アンケート調査

日常的な交通行動や、公共交通の利用状況及び利用意向等を把握し、市民の意識の現状、さらには、バスの潜在需要層とそのニーズを明らかにするため、市民アンケート調査を実施する。

調査は、15歳以上の市民2,000人を対象として、郵送配布・郵送回収（いずれも受託事業者において配布・回収）の方法により行う。

#### ②コミュニティバス利用者アンケート調査

コミュニティバス利用者を対象として、利用者の属性や利用特性（利用目的、利用頻度、利用時間帯）、運行サービスに対する満足度（運行本数、運行時間帯、行き先、運賃など）、改善要望等を把握する。調査方法は調査員による直接ヒアリング方式（平休日各1日×3ルート、全便）とする。

#### ③主要施設アンケート調査

病院、商業施設等の来訪者に対するアンケート調査（4施設）を実施し、交通手段や公共交通サービスに対するニーズを把握する。調査方法は調査員による直接ヒアリング方式（平日1日、9:00～17:00）とする。

### （3）公共交通を取り巻く課題整理

鴨川市内の公共交通に関する現況把握、市民等の意向把握アンケート調査などを踏まえ、公共交通に関する問題・課題を市全体及び地域別の区分により整理する。

### （4）具体的な施策の検討

前項で整理した課題を踏まえ、公共交通の基本理念と、それを実現するための基本方針（ネットワークの骨格形成イメージなど）、提供すべきサービス水準等について、次の手順により検討を行う。

#### ①公共交通の基本理念と基本方針の検討

地域において公共交通が担う役割を整理し、基本理念と基本方針を検討する。

#### ②公共交通網とサービス水準の検討

各公共交通機関が担う機能を種類別に明らかにした上で、それぞれの公共交通機関の連携と役割分担の考え方を明確にし、必要とされるサービス水準のあり方を検討する。

#### ③公共交通システムの具体的なあり方に関する検討（コミュニティバスの運行見直しなど）

コミュニティバスの利用実績や、利用者アンケート調査の結果など踏まえ、新たな交通システムを含めた運行方式・運行ルート・サービス水準などの具体的なイメージを複数案作成する。

さらに、アンケート調査に基づくニーズ分析結果及び運行計画を踏まえ、新たな公共交通利用者の需要を推計し、収支分析に基づく事業効果を検討する。

#### ④既存公共交通の利用促進策の検討

ソフト施策を含め、既存公共交通の利用促進及び活性化のための施策を検討する。

### （5）事業計画の検討

上記の施策の事業化にむけ、実施スケジュール、事業主体、概算事業費、事業推進体制等について検討し、関係者との調整を図る。

### （6）パブリックコメントの支援

計画をとりまとめるに当たっては、パブリックコメントを実施するため、その支援と結果のとりまとめを行う。

(7) (仮称) 鴨川市地域公共交通網形成計画の作成

以上の検討結果及び協議会での協議結果を踏まえ、(仮称) 鴨川市地域公共交通網形成計画案として取りまとめる。

(8) 協議会の運営支援

協議会の会議開催(4回程度)に当たり、資料作成、会議への出席による作成資料の説明及び議事録作成など、必要な支援を行う。

(9) その他

以上の他、協議会が(仮称) 鴨川市地域公共交通網形成計画案の内容の検討に当たり必要と認める事項について支援を行う。

## 5 成果品

- ・報告書 A4判・モノクロ印刷・簡易製本・50部
- ・(仮称) 鴨川市地域公共交通網形成計画 A4判・モノクロ印刷・簡易製本・50部
- ・電子データ 1式
- ・その他関連資料 1式

## 6 その他

- ・本業務を実施する上で必要な資料は、協議会又はその構成員が本業務の受託事業者に貸与するものとする。この場合、受託事業者は、貸与を受けた資料のリストを作成の上、協議会の事務局(鴨川市企画政策課)に提出し、業務完了と共に返納することとする。
- ・受託事業者は、本業務上で知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。特に、個人情報については、データの秘密保持のため万全の管理を行うこととする。
- ・本業務における成果品(成果品に係る権利を含む)は、すべて協議会及びその構成員に帰属するものとし、受託事業者は、協議会の許可なくこれを使用し、又は流用してはならない。
- ・本業務に関する打ち合わせは、原則として協議会の事務局が指定する場所において行うこととする。
- ・本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方の協議により決定することとする。